

京 都 府 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 理 事 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 6 日（木） 午前 10 時 30 分～午前 11 時 35 分
2. 開催方法 参集及び Web 会議方式によるハイブリッド開催
3. 出席者 理 事 14 名（委任状 1 名）
 事務局 8 名 他管理職 5 名
4. 付議事項

【議決事項】

(1) 令和 6 年度分

議第 48 号 京都府国民健康保険団体連合会職員の退職手当に関する規程の一部改正

議第 49 号 令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出
補正予算（第 1 号）

(2) 令和 7 年度分

議第 1 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画

議第 2 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会負担金の賦課

議第 3 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算

議第 4 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出
予算

議第 5 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出予
算

議第 6 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計
歳入歳出予算

議第 7 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入
歳出予算

議第 8 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会
計歳入歳出予算

議第 9 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会
計歳入歳出予算

議第 10 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業
特別会計歳入歳出予算

議第 11 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事
業特別会計歳入歳出予算

議第 12 号 京都府国民健康保険団体連合会理事及び監事の選任

議第 13 号 京都府国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部改正

議第 14 号 京都府国民健康保険団体連合会財務規則の一部改正

議第 15 号 京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正

議第 16 号 京都府国民健康保険団体連合会個人情報保護マネジメントシステム（PMS）に関
する規則の全部改正

議第 17 号 京都府国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程の一部改正

議第 18 号 京都府国民健康保険団体連合会理事長表彰の選考決定

議第 19 号 京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催

【その他】

令和 6 年度第 1 回外部監査結果報告について

5. 議事内容

(理事長挨拶)

皆さん、おはようございます。

本日、国保連合会理事会の開催をご案内申しあげましたところ、理事各位には、公務ご多忙のところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、京都府の能勢医療保険政策課長にも、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、本日の理事会においては、議決事項としまして、令和 6 年度分の補正予算など 2 件と、令和 7 年度分は、事業計画や一般会計歳入歳出予算など 19 件について、ご審議をお願いしております。

また、令和 7 年度事業計画における主な取組や予算の編成の基となる令和 7 年度における財政運営上の課題と手数料等の改定について、昨年 11 月 8 日の総務委員会においてご審議をいただいておりますので、審議状況について委員長報告を聴取することとしております。そのほか、外部監査結果報告について、事務局から説明があります。

議決事項が多数に上りますため、円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申し上げます。

(議 長)

それでは、議事に入りますが、はじめに、本日の議事録署名人でございますが、慣例により議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

ご異議のある方は挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

(議 長)

それではご異議ないようですので宇治市の松村市長さん、南丹市の西村市長さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(議 長)

それでは、議決事項の審議に入ります。

議決事項の令和 6 年度分、議第 48 号「国保連合会職員の退職手当に関する規程の一部改正」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

議案書の 1 頁をお開き願います。

議第 48 号 国保連合会職員の退職手当に関する規程の一部改正について、ご説明します。
3 頁をお開き願います。

本会では職員の育児休業等に関する規程において、短時間勤務を可能とする規定を定めております。

京都府の規定に倣い、退職手当金を算出するに当たり、育児短時間勤務期間の 3 分の 1 を勤続期間から除算する規定を追加するものでございます。

国保連合会職員の退職手当に関する規程の一部改正についてのご説明は、以上のとおり

でございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 48 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 48 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 49 号「令和 6 年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

議第 49 号 令和 6 年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算について、ご説明します。

議案書の 5 頁をお開き願います。

6 年度補正予算について、別紙のとおり、総会に提出するものでございます。

13 頁をお開きいただき、参考として添付している「令和 6 年度 国保連合会補正予算の概要」を用いて、ご説明させていただきます。

職員退職手当金特別会計の補正は、当初見込みを上回る退職者が生じるため、不足する退職手当金 3,949 万 3 千円を、退職給付引当資産積立金繰入金を財源として補正するものでございます。

補正予算の内容は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 49 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。原案のとおりご承認いただきましたので、議第 49 号について

は次の総会に付議いたします。

次に、令和 7 年度分の議決事項に移りますが、令和 7 年度事業計画と予算の審議に入ります前に、令和 7 年度事業計画における主な取組や予算の編成の基となる令和 7 年度における財政運営上の課題と手数料等の改定について、総務委員会での審議状況を委員長からご報告いただきたいと存じます。

それでは委員長よりお願いいたします。

(総務委員長：久御山町 信貴町長)

総務委員会委員長を仰せつかっております久御山町長の信貴でございます。

昨年 11 月 8 日に開催されました総務委員会の協議状況をご報告申し上げます。

総務委員会は、京都府国民健康保険団体連合会専門委員会規程に基づき、理事会の下に設置されている委員会で、事業計画及び予算に関する事項等を協議する役割を担っております。

昨年の委員会では、令和 7 年度の事業計画の策定と予算の編成の作業が本格化するに当たり、事業計画における主な取組や財政運営上の課題と手数料等の改定について、協議いたしました。

協議内容についてでございます。

まず、令和 7 年度事業計画における主な取組につきましては、審査支払システムについて、6 年 4 月からの全国一斉稼働による支払基金との受付領域の共同利用の実現に続いて、審査支払領域の共同利用に向けて取り組むとともに、システムの最適化に努めていくとの説明がありました。

あわせて、予防接種事務のデジタル化に向けた取組や保険者などが行う保健事業への支援の推進などが報告されました。

また、国保総合システムをはじめとした全国標準システムや連動する複数の独自システムを運用管理することについて、IT の統制と最適化に努めることが報告され、あわせて、独自システム更改に当たり、経費削減に努めるとともに、事務所スペースの返却による賃貸料削減について説明がありました。

次に、財政運営上の課題と手数料等の改定につきましては、財政運営上の課題として、介護保険や後期高齢者医療等に係る業務の手数料収入は今後も増収が見込まれる一方、被保険者数が減少する国保業務の手数料収入は減少するなど、業務によって収入の動向が異なる中、システムの更改財源をはじめ、各業務に必要な財源を的確に確保するためには、中期的な視点に立って財政を運営することが重要との考えのもと、3 年間の収支見通しを作成し、順次手数料の見直しを進めているとのことでありました。

この収支見通しの結果、7 年度において特定健康診査・特定保健指導等に係る手数料を据え置くとの説明がありました。

なお、これらの手数料の据え置きについては、保険者に通知連絡を行い、一定の理解を得ているとのことでありました。

総務委員会といたしましては、いずれの案件につきましても、原案のとおり了承し、令和 7 年度の事業計画の策定と予算の編成について、内容を精査して進めるよう求めたところでございます。

以上をもちまして、総務委員会のご報告とさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。ただ今の委員長報告につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

<挙手なし>

(議長)

特にご質問等もないようですので、審議に入ります。

まず、議第1号「令和7年度国保連合会事業計画」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議第1号 令和7年度国保連合会事業計画について、ご説明いたします。

議案書の15頁をお開き願います。

7年度本会事業計画について、別紙のとおり、総会に提出するものでございます。

1枚おめくりいただき、はじめに、「1 令和7年度事業運営に当たっての基本的考え方」でございます。

一つ目のマルのとおり、国民健康保険の保険者の共同体として設立された本会は、その後、後期高齢者医療や介護保険、障害者総合支援に係る審査支払業務を順次、実施して参りました。

二つ目のマルに参りまして、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、医療DXの推進に関する工程表に基づき、「全国医療情報プラットフォーム」を構築するほか、電子カルテの導入や電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DX等の取組を進めるとされ、また、次の感染症危機に備え、予防接種事務のデジタル化による効率化を図るとともに、予防接種データベースを整備する等、更なるデジタル化の推進が示されています。

三つ目と四つ目のマルですが、8年度から本格実施とされている全国医療情報プラットフォームは、オンライン資格確認等システムを拡充し、レセプトや特定健診、電子処方箋情報に加え、電子カルテや予防接種、介護情報などにわたって共有・連携できる構想とされ、医療・介護DXの推進に当たって、国保連合会はその実現に重要な役割を担っており、具体的には、国保連合会・国保中央会において、予防接種事務デジタル化への対応として予防接種費用の請求支払業務等を担うためのシステム開発を進めるとともに、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報を電子的に共有するための介護情報基盤の整備に取り組んでいます。

五つ目のマルですが、このように、国や地方自治体からの多分野にわたる業務支援の要請にも対応していくとともに、7年度においては、基幹業務である診療報酬等の審査支払業務の審査水準の一層の向上に努めるほか、市町村等に必要な保健事業支援を実施するなど、通常業務を効率的・効果的に展開し、地方自治体の医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として、京都府、市町村、国民健康保険組合の業務を幅広く支援するための取組を進めて参ります。

18頁をお開き願います。

引き続きまして、「2 令和7年度事業計画における主な取組」でございます。

まず、(1) 審査支払システムの共同開発・共同利用の取組でございます。

厚生労働省などが取りまとめた「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、支払基金との受付領域の共同利用を実現したことから、今後は審査支払領域の共同利用を実現するため、審査支払システムの共同開発に取り組むとともに、クラウド化した国保総合シス

テムの保守・運用費用の削減を図るため、サーバの統合などのシステムの最適化を進めます。

また、支払基金との審査結果の不合理な差異の解消については、引き続き、本会診療報酬審査委員会の各専門科委員による意見を、国保基準に積極的に反映させ、基準統一に向けた取組を進め、審査業務の充実・適正化に努めて参ります。

次に、(2) 予防接種事務のデジタル化の取組でございます。

マイナンバーカードを用いた予防接種対象者の確認やオンラインでの費用請求によるデジタル化については、国保中央会が接種記録など各システムを開発するに当たり、本会は既に市町村からの定期予防接種の審査支払業務を受託していることから、国保中央会ワーキンググループに参画し、システムの利便性向上に努めて参ります。

また、インフラ整備や集合契約を締結する自治体のシステム登録作業等に対応していくとともに、現在、実施している定期予防接種の審査支払業務について、新たな種類の予防接種の対応を含めて円滑に進めます。

次に、(3) 介護情報基盤整備に関する取組においては、自治体・利用者・介護事業所などが介護情報を電子的に共有するため、厚生労働省からの依頼により国保中央会が全国一元的な情報基盤の整備を行うことになりました。

7年度においては、介護保険審査支払等システムの更改とともに、情報基盤の整備に向けて、同システムにおける情報基盤との機能連携や、主治医意見書の電子化対応などに取り組んで参ります。

19 頁へ参りまして、(4) 保健事業の推進に関する取組でございます。

「第 3 期データヘルス計画」に基づき行われる保健事業を推進するため、保険者などが行う保健事業の取組への支援として、KDB システムを活用したデータ分析手法の研修や、保健事業支援・評価委員会を通じた助言・相談など、必要な支援を行います。

また、保険者ニーズを踏まえた事業展開として、モデル保険者を選定し、保険者が中長期的に実施している保健事業について事業評価を行い、効果的な事業展開の支援をして参ります。

次に、(5) IT の統制と最適化の取組でございます。

本会においては、国保総合システムをはじめとした全国標準システムのほか、これらのシステムと連携した複数の独自システムを導入して、効率的な業務運営を行っています。

これらのシステムは、業務上、部署ごとに運用管理する必要がありますが、一方で、セキュリティなどを確保する観点から、統括管理部門において各システムの統制を図りつつ、業務品質の確保と機器構成等の見直しによる経費削減を含めた IT の最適化に努めます。

7年度においては、独自システムの更改に当たって、経費削減を踏まえたクラウド化によるシステムの最適化に努めるとともに、6 年度に外部のデータセンターへのサーバ機器等の移設が完了することから、電算室の縮小工事とあわせて執務室の整備を行い、事務所スペースの返却による賃貸料の削減を図ります。

参考のとおり、原状回復費用を含んだ執務室整備費は、8 千 200 万円を見込んでおり、賃貸料削減額は年額で、1 千 270 万円となる見込みです。

最後に、(6) 各種研修会事業の実施でございます。

7年度に予定しております研修会等につきましては、26 頁に記載のとおりでございます。

詳細日程等が固まりましたら、その都度ご連絡をさせていただきます。

20 頁をお開き願います。

「3 7 年度個別取組」でございます。

7 年度の個別取組につきましては、20 頁から 25 頁にかけて、111 項目に上る取組を掲げております。

時間の関係もあり、個々の説明は省略させていただきますが、いずれの取組につきましても、着実な進捗に努めて参ります。

事業計画についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 1 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。原案のとおりご承認いただきましたので、議第 1 号については次の総会に付議いたします。

続きまして、議第 2 号「令和 7 年度国保連合会負担金の賦課」から議第 11 号「令和 7 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までは、いずれも予算に関連する議案であることから、これを一括議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：財務課長)

議案書の 27 頁をお開き願います。

議第 2 号令和 7 年度国保連合会負担金の賦課について、別紙のとおり、総会に提出するものでございます。

1 枚おめくりいただき、7 年度の負担金は、平等割負担金が 1 保険者につき 16 万円、被保険者割負担金が被保険者 1 人につき 60 円で、いずれも前年度と同額でございます。

引き続きまして、31 頁「議第 3 号令和 7 年度国保連合会一般会計歳入歳出予算」から 169 頁「議第 11 号令和 7 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までの各会計の予算について、それぞれ別紙のとおり、総会に提出するものでございます。なお、議第 3 号から議第 11 号までは、177 頁の「令和 7 年度国保連合会予算の概要」を用いてご説明します。

177 頁をお開き願います。

はじめに、「1 国保連合会の予算区分」でございます。

本会の予算は、一般会計と 8 つの特別会計に区分して調製しており、うち 5 つの特別会計では、職員の人件費等の業務に要する経費を計上する業務勘定と診療報酬等の支払いに必要な経費を計上する支払勘定を設けております。7 年度予算の概要については、業務勘定や支払勘定と一般会計やその他の特別会計ごとにご説明します。

はじめに、「2 令和 6 年度税制改正に関する対応」についてご説明いたします。

一つ目と二つ目のマルのとおり、国保連合会は、法人税法上「公益法人等」に該当することから、診療報酬の審査支払業務等については、収益事業となり、実費弁償として認められる範囲を超える収入や積立は、課税対象とされていきました。なお、本会が課税対象となったことはありません。

6年度の税制改正において、収益事業とされていた業務のうち、診療報酬の審査支払業務をはじめ、政省令等で定める一定の要件を満たす業務が収益事業から除外されたことに伴い、本会においては、6年12月に書面理事会を行い、税制改正に伴う規程の改正や積立金の補正予算を可決しました。

また、三つ目のマルのとおり、国保連合会が行う業務が収益事業から除外されるには、政省令等で定める要件を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明を受けることが必要となることから、6年度から10年度までの5年間の積立計画書等を厚生労働省へ提出しています。7年度各特別会計予算の繰入金及び積立金については、当該積立計画書に基づき予算を計上しています。

四つ目のマルのとおり、今般の改正に伴い、積立上限額があった退職給付引当資産、財政調整基金積立資産及びICT等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産については、その上限額が撤廃されています。

178 頁をお開き願います。

「3 業務勘定の予算案」の「(1) 診療報酬審査支払特別会計業務勘定」でございます。

歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて8,523万4千円増の24億5,040万4千円となっております。

歳入の主な増減内訳は、手数料では、子育て支援医療費助成制度の拡充等に伴う福祉医療審査支払手数料が増となる一方で、被保険者数の減少に伴う取扱件数の減により、国保審査支払手数料は減となっております。また、国・府支出金では、新たに予防接種事務のデジタル化対応のための補助金が交付されるほか、府補助金については、一般会計からの組み換えにより増加しております。繰入金についても、事務所縮小工事による減価償却引当資産からの繰入金が増となっております。

また、歳出の主な増減内訳は、システム関連経費では、セキュリティシステムに係る機器購入費等の増に加えて、積立金では、今後見込まれる国保総合システムの審査領域を支払基金と共同利用するためのシステム開発等に備えた減価償却引当資産への積立金が増となっております。

179 頁をご覧ください。

「(2) 介護保険事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。

歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて8,341万1千円減の4億5,697万7千円となっております。

歳入の主な増減内訳は、手数料では、取扱件数の増加に伴い介護給付費審査支払手数料が増となる一方で、繰入金では、6年度において、7年4月更改の介護保険審査支払等システムの更改費等に充当した減価償却引当資産とシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が減となっております。

また、歳出の主な増減内訳は、システム関連経費では、介護保険審査支払等システム更改に伴う機器購入費の減のほか、積立金では、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産への積立金が減少しております。

180 頁をお開き願います。

「(3) 障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定」でございます。

歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて5,602万6千円減の1億3,969万7千円となっております。

歳入の主な増減内訳は、手数料では、取扱件数の増加に伴い障害介護給付費及び障害児給付費等審査支払手数料が増となる一方で、3年ごとに事業所から徴収する電子証明書発行手数料が減となっております。また、繰入金についても、介護保険事業関係業務特別会計と同様に、6年度において、7年4月更改の障害者総合支援給付審査支払等システムの更改費等に充当した減価償却引当資産とシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が減となっております。

また、歳出の主な増減内訳は、システム関連経費では、障害者総合支援給付審査支払等システム更改に伴う機器購入費の減のほか、積立金では、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産への積立金が減少しております。

181頁をご覧ください。

「(4) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。

歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて1億5,529万4千円増の15億4,180万円となっております。

歳入の主な増減内訳は、手数料では、被保険者数の増加に伴う取扱件数の増により手数料が増していることに加えて、繰入金でも、8年4月更改予定の後期高齢者医療請求支払システムの更改費等に充当する減価償却引当資産及びシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となるほか、事務所縮小工事による財政調整基金積立資産等からの繰入金も増額となっております。

また、歳出の主な増減内訳は、後期高齢者医療請求支払システムの更改に係る開発・改修経費の増のほか、積立金でも、診療報酬審査支払特別会計と同様に、今後見込まれる国保総合システムの審査領域を支払基金と共同利用するためのシステム開発等に備えた減価償却引当資産への積立金が増加しております。

182頁をお開き願います。

最後に、「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定」でございます。

歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて170万5千円増の9,449万円となっております。

歳入の主な増減内訳は、手数料では、後期高齢者の被保険者数の増加に伴い後期高齢者健診等手数料が増加する一方で、国保の被保険者数が減少することに伴い特定健康・特定保健指導等手数料が減額となっております。繰入金では、8年4月更改予定の特定健診等データ管理システムの更改費に充当するシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となっております。

また、歳出の主な増減内訳は、システム関連経費では、特定健診等データ管理システムの更改に係る開発・改修経費が増額となっております。一方、積立金では、減価償却引当資産への積立金が減額となっております。

183頁をご覧ください。

引き続きまして、「4 支払勘定の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

6年9月までの支払実績額を基に算定した6年度支払見込額に、支払額の過去3箇年の対前年度伸び率のうち最も高い伸び率に0.1を加算した率を乗じて7年度支払見込額を見積もっております。

次に、(2) 予算案の概要をご覧くださいまして、この頁の「① 診療報酬審査支払特別会計」から次の頁の「⑤ 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」にかけて、各支払勘定の歳入歳出予算額と前年度比較を表にまとめております。

7年度からの変更点をご説明しますと、「① 診療報酬審査支払特別会計」の福祉医療等費用に関する支払勘定は、風しんの追加的対策事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業が6年度末で終了したことを受けて、抗体検査等費用に関する支払勘定から名称を変更しております。この件につきましては、後ほどの議第14号の規則改正にて改めてご説明い

たします。

184 頁をお開き願います。

「5 一般会計及びその他の特別会計の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」で
ございます。

一つ目のマルのとおり、一般会計については、保険者からの負担金を財源として、総会
等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を見込んでおります。

次に二つ目以降のマルは特別会計の予算の見込み方で、職員退職手当金特別会計では、
自己都合退職者 1 名の退職手当金と退職給付引当資産への積立金を見積もっております。

また、三つ目のマルのとおり、高額療養費支払資金貸付金特別会計の予算は、貸付実績
を基に予算を計上しています。

最後に四つ目のマルの第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計の予算は、6 年 12
月までの支払実績額を基に算定した対前年度比の増減率 0.01 を 6 年度予算額に乗じて 7 年
度支払見込額を見積もっております。

なお、一般会計等の歳入歳出予算額等は、185 頁の表に記載のとおりでございます。

次の 186 頁は、各会計の予算案の総括表でございます。

187 頁をご覧ください。

「7 積立資産等の状況」でございます。7 年 2 月 1 日現在の 6 年度末及び 7 年度末の残
高見込を積立資産ごとに取りまとめております。

188 頁をお開き願います。

「8 手数料及び負担金一覧」で、7 年度に改定をお願いする手数料についてご説明いた
します。

189 頁をご覧くださいまして、(2) 診療報酬審査支払特別会計の項番㉔から㉕の手数料に
つきましては、6 年度で事業が終了するものでございます。

次に 190 頁の後期高齢者医療に係る項番㉖の後発医薬品差額通知対象者データファイル
等作成手数料については、業務実費改定に伴う改定でございます。

このほか、(4) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の手数料につきましては、7
年度から 9 年度までの収支見通しにより、据置きとしております。

最後に、193 頁と 194 頁は職員給与費明細書でございます。

7 年度の職員数は前年度と同数の 107 名としております。

令和 7 年度予算の概要についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

大変ボリュームのある内容でありましたが、ただ今の説明について、ご質問、ご意見は
ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 2 号から議第 11 号までについては、原案のと
おり承認することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手
をお願いいたします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、議第 2 号から議第 11 号までについては次の総会に付議させていただきます。

続きまして、議第 12 号「国保連合会理事及び監事の選任」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（事務局：総務部長）

議案書の 195 頁をお開きいただきまして、「議第 12 号 国保連合会理事及び監事の選任」について、別紙のとおり総会に提出するものでございます。

197 頁をお開きいただき、京都府国保連合会規約第 20 条の規定に基づき、理事及び監事を総会において選任するものでございます。

199 頁をお開き願います。

理事及び監事の人数については、規約第 19 条に基づき、理事 15 名、監事 3 名としています。

次期の理事及び監事の皆様は、選出区分に記載の各団体よりご推薦をいただきました方々でございます。

なお、京都府町村会からの理事 1 名の推薦につきましては、後日となりますため、会員の皆様による書面による表決を行う予定としています。

任期は、理事、監事ともに令和 7 年 4 月 1 日から 9 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

理事及び監事の選任についてのご説明は、以上のとおりでございます。

（議 長）

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

<挙手なし>

（議 長）

特にご質問等もないようですので、議第 12 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

（議 長）

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、議第 12 号については次の総会に付議させていただきます。

続きまして、議第 13 号「国保連合会職員服務規程の一部改正」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（事務局：総務課長）

議第 13 号 国保連合会職員服務規程の一部改正についてご説明します。

203 頁をお開き願います。

育児介護休業法の改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充として、時間外勤務等を制限する対象職員の範囲を、現行の 3 歳になるまでの子を養育する職員から、小学校就学前の子を養育する職員に拡大するものでございます。

国保連合会職員服務規程の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 13 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 13 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 14 号「国保連合会財務規則の一部改正」と議第 15 号「国保連合会診療報酬審査支払規則の一部改正」は関連議案であるため一括議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

議案書の 205 頁をお開き願います。

まず、議第 14 号 国保連合会財務規則の一部改正についてご説明します。

207 頁をお開き願います。

現行の財務規則の規定により、診療報酬審査支払特別会計に設けることとされている支払勘定のうち、「抗体検査等費用に関する支払勘定」については、風しんの追加的対策、新型コロナウイルスワクチン接種、福祉医療、各種予防接種、京都市各種健診の費用を市町村から受け入れ、医療機関へ支払う勘定となっていますが、風しんの追加的対策、新型コロナウイルスワクチン接種事業が 6 年度で終了することに伴い、これを「福祉医療等費用に関する支払勘定」へ名称変更を行うものでございます。

続きまして、209 頁、議第 15 号 国保連合会診療報酬審査支払規則の一部改正は、先程の財務規則の改正に伴い、文言等の整理を行うものでございます。

国保連合会財務規則の一部改正、及び、国保連合会診療報酬審査支払規則の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 14 号及び議第 15 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 14 号及び議第 15 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 16 号「国保連合会個人情報保護マネジメントシステム（PMS）に関する規則の全部改正」と議第 17 号「国保連合会特定個人情報等取扱規程の一部改正」は関連議案であるため一括議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

まず、議第 16 号 国保連合会個人情報保護マネジメントシステム（PMS）に関する規則の全部改正についてご説明します。

議案は議案書の 213 頁から 242 頁に掲載しておりますが、説明は、243 頁をお開きいただき、議案説明資料として添付している「国保連合会個人情報保護マネジメントシステム（PMS）に関する規則の全部改正」を用いて、ご説明させていただきます。

本会は、日本産業規格に基づき個人情報の保護を行っている事業者として、プライバシーマークを付与されております。

今般、個人情報保護法の改正への対応として、「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」において、仮名加工情報や安全管理措置等に関する要求事項の改定がなされたことに伴い、プライバシーマークの審査機関が発行する「保健医療福祉分野のプライバシーマーク認定指針」についてもリスクアセスメントやリスク対応に関する審査項目が変更・追加されました。

これらの改定への対応とあわせて、本規則において文書構成等の見直しを行い、今後の法改正への円滑な対応を図るため、規則の全部改正を行うものでございます。

続きまして、245 頁、議第 17 号 国保連合会特定個人情報等取扱規程の一部改正は、先程の PMS に関する規則の全部改正に伴い、文言等の整理を行うものでございます。

国保連合会個人情報保護マネジメントシステム（PMS）に関する規則の全部改正、及び、国保連合会特定個人情報等取扱規程の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 16 号及び議第 17 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 16 号及び議第 17 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 18 号「国保連合会理事長表彰の選考決定」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議案書の 259 頁をお開きいただきまして、「議第 18 号 国保連合会理事長表彰の選考決定」についてご説明いたします。

理事長表彰被表彰者の決定は、国保連合会表彰規程第 3 条第 1 項に基づき、関係団体の推薦により理事会において選考決定を行うものでございます。

261 頁をお開きいただきまして、関係団体から同規程第 2 条の第 1 号から第 7 号に該当する方をご推薦いただいております。

263 頁をお開き願います。

この度の選考決定に当たりましては、保険者、病院組合、審査委員会等の 17 団体から各号該当の 102 名をご推薦いただいております。

なお、264 頁以降に被表彰推薦者名簿を添付しております。

また、本来でございますと、通常総会にあわせて表彰式典を催すべきところ、総会を参集及び Web 会議方式とするため、昨年同様、被表彰者の皆様方への表彰状及び記念品の伝達は事務局から行いますことをご了承いただきますよう、お願いいたします。

理事長表彰の選考決定についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 18 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 18 号については原案のとおり承認いたします。

本来であれば、総会の席で表彰すべきところ、総会を参集及び Zoom による Web のハイブリッド開催とする予定であることから、表彰状及び記念品を事務局から伝達することについて、ご了承をお願いいたします。

続きまして、議第 19 号「国保連合会通常総会の開催」を議題とします。

本件については、事務局の説明を省略し、通常総会を 2 月 25 日午後 1 時から、参集及び Zoom による Web のハイブリッド開催とすることにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、左様に決めます。

議決事項は以上でございます。

続いて、その他として事務局から報告を聴取いたします。

(事務局：総務課長)

議案書の 271 頁をお開きいただきまして、監査法人による外部監査の結果を報告いたします。

今回の監査においては、システムの開発やセキュリティ管理等を中心とした IT 全般統制の管理体制について監査が実施されましたが、担当部長をシステム統括管理者として配置し、IT 統制部門として各課題に取り組んでいるなど、整備状況に問題はないとの報告がありました。

今後につきましても、引き続き IT 統制の維持・強化に努めて参ります。

外部監査結果報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の報告について、ご質問、ご意見ございませんか。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等もないようですので、報告聴取はこの程度にとどめ、この際ですので、他に皆様から何かございませんか。ご質問等のある方は挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

(議 長)

特にないようですので、本日の理事会はこれにて閉会させていただきたいと思います。
大変長時間にわたりまして理事会のご参加ありがとうございました。